

令和8年2月26日  
教育長答弁実録  
(教育委員会)

(問) 県立高校統廃合問題について(再々質問)

地域の高校をなくす事は、子ども達の学ぶ権利を奪うことにはならないのか。また、こども基本法ではこどもに関する政策を決める際、当事者の意見を聴くよう国と自治体に義務付けているが把握しているのか。素案決定前に各地域で住民説明会を行うべきではないか。

(答)

高校改革の視点の一つといたしまして、実施計画の基となります「基本計画」を令和6年に策定したところでございますけれども、その策定過程、またその策定後におきましても、不登校経験のある生徒を含め、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスを確保することが求められておりまして、この度の県立高等学校の再編整備計画の素案におきましても、生徒の通学時間など地理的アクセスに留意しつつ、現在の学校で行われている教育内容や支援体制を引き継ぎ、様々な分野に興味関心がある生徒、多様な文化的背景を持つ生徒、学びづらさを感じている生徒など、多様な生徒のニーズに対応できる学校にすることとしております。

また、「こども基本法」第11条に、子供施策の策定・実施・評価に当たりましては、子供などの意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められていると承知しております。

「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画素案」につきましても、現在、パブリックコメントを実施しておりまして、子供たちにも、将来の県立高等学校の姿について、御意見を頂きたいと考えております。

また、学校を支えていただいている地域の方々に対しましては、将来の子供たちにとって魅力ある教育環境としていくため、御要望に応じて丁寧に説明を行い、御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。